

協 定 書

南風原町
と事業主
に設置する葬祭場等の設置について、南風原町（以下「甲」という。）
（以下「乙」という。）は、「南風原町葬祭場等の設置等に関する指導
要綱」（以下「指導要綱」という。）第5条に基づき協定を締結する。

記

（総 則）

第1条 乙は、指導要綱第1条に定める目的に協力するものとし、将来にわたって指導要綱の趣旨及び本協定内容を遵守するものとする。

（環境整備事項）

第2条 乙は、指導要綱第8条の規定に基づき、当該施設の環境整備事項について、指導要綱第4条第1項の協議で合意に達した内容のとおり整備するものとする。

2 乙は、前項で整備した緑地、排水設備、工作物等に対し、周辺環境に配慮し維持管理を行うものとする。

（管理運営事項）

第3条 乙は、指導要綱第9条の規定に基づき、当該施設の管理運営事項について、指導要綱第4条第1項の協議で合意に達した内容のとおり管理運営を行うものとし、事業により近隣関係住民等の生活環境に影響を及ぼす恐れがある場合には、当事者間で十分協議を行うものとする。

（近隣関係住民等との調和）

第4条 乙は、当該事業地及び周辺地域の生活環境並びに商業環境等に及ぼす影響に十分配慮し、近隣関係住民等との良好な近隣関係を損なうことのないよう誠意をもって対応するものとする。

2 乙は、地域コミュニティの形成に積極的に寄与するよう努めるものとする。

（計画変更及び事業主変更）

第5条 乙は、指導要綱第11条の規定に基づき、計画を変更し、又は事業者を変更しようとするときは、速やかに甲にその旨を届け出るものとする。

（葬祭場等の設置完了の報告）

第6条 乙は、当該施設の設置が完了した時点で、甲に対して遅滞なく指導要綱第10条の規定に基づき設置完了の報告を行うものとする。

（事業継承者への周知）

第7条 乙は、指導要綱第13条第1項及び第2項の規定に基づき、この協定書の内容等について、あらかじめ事業継承者に周知するとともに、甲に対して遅滞なく指導要綱第13条第3項に基づく承継届出書を提出するものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙とが協議するものとする。

以上、協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通保有する。

年 月 日

甲 南風原町長

乙 事業主 住 所
氏 名